

と云いつての現説えしなくてはならぬし日数え要するといふことかうしましてこういふことであります。

一議長(高橋秀市) 本案は原案通り決するに御異議ありませんか
(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認め議案第四十号は原案通り可決
いたしました

一議長(高橋秀市) 日程第二、町立福生第四小学校プール建設事業につ
て議案第四十号を議題といたします

事務局長をして朗読いたさせます

一事務局長(町田啓三) 朗 読

一議長(高橋秀市) 理事者から提案理由の説明を求めます

一助役(篠崎俊夫) 第四十号議案について御説明申し上げます

本案につきましてはすでに三月の予算議会に於て当初予算

と関連いたしまして御説明申し上げた通りであります

その後校舎の拡張予定地も坪六平方をえちまして約千
百坪、おかげをえちまして買収の見通しがつきましたので
そのうち四百六拾坪分は予算措置により残余は埼玉銀行
からの借入によりまして資金を調査いたしまして近々買収
いたすと共に懸案のプール建設も児童の夏休み前の六
月三十日に完成を目途として施行するつもりであります

実は本年事業は過日入れをいたしましたして秋多町の鈴木組が
或る五万五千円下落れいたしましたが事務手続がまに
あわなかつたので契約議案は今日追加議案で御審議
をお願い申し上げたいと存じます 宜敷く御審議の
程をお願い申し上げます

一議長(高橋秀市) 御質疑ございませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 本件については原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十一号は原案通り可決いたしました。

一議長(高橋彦市) 日程第三 福生結核病院組合の解散について議案第四十二号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田信三) 朗 読

一議長(高橋彦市) 理事者の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫) 第四十二号議案の福生結核病院の病院組合の解散について御説明申し上げます。

福生結核病院は御承知の通り昭和三十八年の九月に当時結核患者が全国的に暴発の状況にありまして長にえなかかわらず東京都の国民健康保険団体連合会直営の福生病院は当時すでに国庫から補助金をえういつくしておりまして国保連合会といたしましては補助金をえうえなう段階にきておりましてたため福生町他二町七ヶ村の組合による組合病院としまして発足したのでございますがその後同病院の経営は極めて経済的には順調に推移いたしましたして借入資金として当初に国庫から借り入れしました。組合債も八千万円を本年の三月三十一日をもって全額繰上償還を完了いたしましたので組合の解散の時期は組合債の償還が完了した時とするむねの組合と郡の国保連合会の約定に基づきまして来る五月三十一日限り組合を解散しようとするものであります。宜敷く御審議の上御可決の程を御願ひ申し上げます。

一議長(高橋秀市) 本件につきましては先に総務委員会の御審議をいたしておりしますので総務委員長より御報告を願いたいと思ひます。

一十八番(渡井明) 本件につきましては四月十五日の総務委員会で慎重に審議いたしました。ただ今の助役の説明の通りの内容であります。総務委員会におきましては東京を了承いたしましたので本議会におきましては御協力の御同意を得られればはなはだ幸いです。

一議長(高橋秀市) 御質問ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋秀市) 本件は東京通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認め議案第四十二号は東京通り可決いたしました。

一議長(高橋秀市) 日程第四福生結核病院組合財産処分について議案第四十三号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田信三) 朗 読

一議長(高橋秀市) 理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(藤崎俊夫) 議案第四十三号の福生結核病院組合財産処分についてであります。ただ今事務局長が朗読されましたこの財産表に記載されております。財産台帳価格面では百四拾六万円の病院の建物その他の財産があるのであります。組合の解散に伴ひましてこれを当初の約定通り組合債の償還が完了したときは組合病院に関する一切の財産を国保連合会に無償で奉譲することの組合と都の国保連合会との約定に基づきまして一切の財産を東京都国民健康保険団体連

合会に無償譲渡しなければならぬのでありまして、本案は本案
御可決の程を御願ひ申し上げます。

一議長(高橋秀市) 本件につきまして、総務委員会の御審議をいたしましてあり
ますので、委員長より御報告を願ひます。

一十八番度井明 御報告がありまして、その中で御報告をいたしまして、

議案第四十三号の件につきましては、同じく四月十五日の総務委員会
で慎重審議をいたしましたのであります。ただ、今助役の説明
通りの内容でありますので、総務委員会といたしましては、原
案をえつて了承いたしました訳でありますので、宜敷くお願い
いたします。

一議長(高橋秀市) 御賛同ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋秀市) 本案は原案通り決するに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認め、議案第四十三号は原案通り可決
いたします。

一議長(高橋秀市) 日程第五町道路路線の廃止について、議案第四十四号
を議題といたします。

事務局長をして朗読をいたさせます。

一事務局長(町田啓三) 朗 読

一議長(高橋秀市) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川澄金吉) 議案第四十四号ですが、町道路路線の廃止でございます。

これは補助道六号線におきまして、今回防衛費を
えちまして、充足いたしました。あの道路であります。現在、鋪
装する前に昭和三十一年と存じますが、そのころ一応これを
改修いたしましたわけでありまして、その当時別紙のような場所
が廢道になつたわけですから、従ひまして、当時廢道の御議決

をいなければならぬので、今日までのびてしまいましたが、ここにはつきりいまして延長が百メートルあり、平均の幅としまして三米というところで面積は坪数になおしますと九二九三坪と約こんな数字なのであります。ここに廢道処分したいとかように存する次第であります。宜敷く御審議の程お願い申し上げます。

一議長(高橋彦市) 本件につきまして先に建設委員会の御審議をいただきっておりますので、建設委員長の御報告をお願い申し上げます。

一五番山下幸三) 御指名がありましたので御報告申し上げます。

議案第四十四号は四月十二日午前九時より建設委員会を開き慎重審議をいたした結果ただ今川渥助役の説明の通りでございます。宜敷くお願いいたします。

一議長(高橋彦市) 御質疑ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 本件については原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認めます。

よつて議案第四十四号は原案どおり可決いたしました。

一議長(高橋彦市) 日程第六号附受領について議案第四十五号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をさせます。

一事務局長(町田修三) 朗 読

一議長(高橋彦市) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫) 議案第四十五号附受領について御説明申し上げます。

第一小学校のPTAにおかれましてはその事業の一端とい



たしまして廃品回収その他の収益事業をおやりになつて
おられますがこのたびこの収益金によつて作られた議案に
記載のような品々合計拾五万四千円と百五拾円相当の
のをPTAの会長さんより町に寄附いたしたのをわねの
申出がありましたのでありがたく頂戴いたしまして未長
く学校で使用させていただきたいと思います。

御承認の程をお願い申し上げます。

一議長(高橋孝市) 御質疑ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋孝市) 本案については原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋孝市) 御異議なしと認めます。

よつて議案第四十五号は原案通り可決いたしました。

一十番(大塚保郎) 本日、日程に議案の追加の関係で理事者の方から

お話がありました。先程御決定をいただきました第四十フ
ールの契約締結同意方の関係であります。この関係につきま
しては去る二十日に総務委員会を開催して入れ等行つたのであ
ります。が議案送付がまだあわなかつたので、これをこの次の議会
までおきます。と仮契約のまま、工事に入らなければならぬ。
と、この関係から学校の教育という関係と、もう一つは六月
三十日までには完成しなければならぬ。という関係等を考慮願
いまして追加議案をお願い申し上げます。

一議長(高橋孝市) 議案第四十六号を日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋孝市) 御異議なしと認めます。

よつて第四十六号議案を追加させて頂いたいただきます

一議長(高橋秀市) 日程第七契約締結同意方について議案第四十六号を議題といたします

事務局長をして議案の朗読をいたさせます

一事務局長(町田啓三) 朗 読

一議長(高橋秀市) 理事者から提案理由の説明を求めます

一助役(篠崎俊夫) 議案第四十六号契約締結同意方について御説明申し上げります

本案につきましては失程の事業議決を御審議の際御説明申し上げました通り週日昨年度実施いたしました第一小、第二小と同様八社を指名いたしましたしまして指名競争入札を実施いたしました結果、ここに記載のように秋多町の鈴木組に落札いたしましたわけであります

業者にも夏休みには絶対児童を泳がさなければならぬ

いということを強く説明いたすと共に地元的地主さん方にはすぐに工事にわかるからと御了承をお願いいたしまして便宜をはかつておる次第でありますので御可決の程をお願い申し上げます

一議長(高橋秀市) 本件につきまして御質疑ありませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋秀市) 本案は原案どおり決するに御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認めます

よつて議案第四十六号は原案通り可決いたしました

一議長(高橋秀市) ニニで休憩をお願い申し上げまして休憩中に全員協議会を開催させて頂いたと思いますがいかが御異議ございませんか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
議長(高橋彦市) 午前二時十分休憩をいただきます

午後二時十分休憩
午後三時三十分開議

〔副議長(米泉黨) 休憩前に引き続き会議を開きます〕

次に提案になる議事の關係で私議長と交代いたしますので、
御協力の程をお願い申し上げます

〔副議長(米泉黨) お諮りいたします。議長高橋彦市氏より議長の評任願が提出されております。この際議長の評任についてを日程に追加いたしますことに御異議ございませんか。〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〔副議長(米泉黨) 御異議なしと認めます〕

よつてこの際議長の評任についてを日程に追加し議題といたします。
ます。御承認を事務局長をして朗読をいただきます。



〔事務局長(町田啓三) 私はこのたび都合により福生町議会議長の職を辞したので、地方自治法や百八条の規定により議会の許可が得られるようお取計らい願います。〕

昭和三十一年四月二十日

福生町議会議長 高橋彦市

福生町議会副議長 米泉黨殿

〔副議長(米泉黨) お諮りいたします。高橋彦市氏の議長の評任を許可することに御異議ありませんか。〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〔副議長(米泉黨) 御異議なしと認めます〕

よつて高橋彦市氏の議長の評任を許可することに決定いたしました。
〔副議長(米泉黨) これより前議長の御挨拶をお願いいたします。〕

〔三番(高橋彦市) 一昨年瀬古町政が始まりまして、当時議長でありました瀬古清蔵氏就任の御支援をいただきまして五月三日に私共議長が

席に皆様より御推薦をいただきわけでありますが、約一年間にわたる期間、私共かまうな人間でもありまして、なかなかわがず、皆様の方の絶大なる御支援と御協力を頂戴いただきまして、本日つつがなくここに皆様方の御承認を得、辞することかできまして、ことを心からお礼申し上げる次第であります。いづれにしても私は、こういう経験はしておりませんでしたが、皆様の方の本当の熱意から、私に御協力を下さりまして、心から厚く御礼申し上げるのであります。

誠に長い期間ありがとうございました、これをもちまして、辞任の挨拶とさせて頂きたいと思います。

拍手

副議長(米泉重) お諮りいたします。ただいま議長が欠員となりました。この際、議長選挙を日程に追加して選挙を行ないたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(米泉重) 御異議なしと認めます。

よつてこの際、議長選挙を日程に追加し選挙を行ないます。

副議長(米泉重) これより議長選挙を行ないます。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法百十八条オ三項の規定により、指名推薦によりたいと思っております。がこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(米泉重) 御異議なしと認めます。

よつて議長選挙は指名推薦によることに決定いたしました。次に指名の方法についてお諮りいたします。いかがいたしました。う宜しいか。御意見をお願いいたします。

十七番(大塚郎) ただいま議長選挙に関して指名推薦をすると決定したのであります。が、この指名するにあたりまして、私の方から提案申し

上げます。各ブロックより二名位選考委員を出してその選考委員にお願いすると、かように提案申し上げります。

「副議長(米泉黨) ただいま十七番議員より各ブロックから二名位の選考委員を送出いたしました。その方々によつて推薦を願ひたいと、かような発言ですが御異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

「副議長(米泉黨) 御異議なしと認めます。」

つきましては各ブロックから協議の上二名づつ選考委員を選出願ひます。

「副議長(米泉黨) ではここで十五分間休憩いたします。」

午後三時四十分休憩

午後三時五十分開議

「副議長(米泉黨) 休憩前に引き続きまして再会いたします。」

お諮りいたします。選考委員として福生ブロック村野弘議員山下

幸三議員、熊川ブロック大久保郎議員、高水惣八議員

本町ブロック高橋春議員、中西虎蔵議員

計六名の方の報告がありました。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

「副議長(米泉黨) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。」

大変心縮ですが別紙で御協議を願ひたいと存じます。

この間暫時休憩をいたします。

午後三時五十九分休憩

午後四時三十分開議

「副議長(米泉黨) 休憩前に引き続きまして再会いたします。」

選考委員の代表者から報告があります。

「十七番(大久保郎) 先程私共六名の方が選考委員になりました。一応私が

選考委員長として議長の関係につきまして、色々と慎重に審議い

たしました結果、選考委員会としては福生町議会議長に石川信義氏

